

砺波圏域地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等整備検討PT
(プロジェクトチーム)

構 成 員 8名

特定相談支援事業者（障がいサポートセンターきらり、地域活動支援センターとなみ野、地域活動支援センターひまわり、わくわく小矢部相談支援事業所、相談支援センターあい）

市担当課（砺波市社会福祉課、小矢部市社会福祉課、南砺市福祉課）

※今後、手をつなぐとなみ野（成年後見関係）・入所事業所参加の予定。

目 的

砺波圏域（砺波市・小矢部市・南砺市）において、平成32年度末までに、既存の施設・事業所等が連携し、機能を分担した面的整備のネットワークシステムを構築するために、砺波地域障害者自立支援協議会では、どのような支援の拠点等を整備するか検討や検証を行い方針を掲げ、3市へ提案する。

開 催 状 況 平成29年度

PT10回、視察2回、情報交換会（相談事業所管理者、PTメンバー）1回

内 容

- 視察報告：別紙
- 基幹相談支援センター設置について

基幹相談支援センター

市町村地域生活支援事業に位置づけられ、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止について等を地域の実情に応じて実施します。

設置についての協議

3市で構成する砺波圏域にて、地域生活支援拠点等の面的整備のネットワークシステムを構築するために、まずは基幹相談支援センターを中核とした相談支援等の業務を総合的に行う体制が必要です。また、障害福祉サービスの受け入れが困難な事例の増加や障害福祉サービス等に従事する人材が不足する傾向にあるため、地域の相談事業所への専門的指導や助言、人材の育成を行う基幹相談支援センターの役割が重要になってくると思われます。

そのため、①3市で基幹相談支援センターを1つ設置し、その運営を②一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託することを提案します。

今後、基幹相談支援センターの人員体制や業務内容（案）について検討します。

視 察 報 告

| | | |
|---------------------|---|--|
| 見 学 内 容 | 基幹相談支援センター整備事業先進地見学 | |
| 見 学 日 時 | 平成 30 年 2 月 7 日 (水) 12:00~17:30 | |
| 参 加 者 | 3 市担当者 上田・川邊・島田・上野・浅田 相談支援事業所担当者 土山・中林・福江・山崎 計 9 名 | |
| 視 察 地 | 富山市 | 氷見市 |
| 設 置 日 | 平成 25 年 1 月 23 日 | 平成 26 年 5 月 |
| 設 置 場 所 | 富山市障害者福祉センター 基幹相談支援室 (富山市障害者福祉プラザ) | ふくし相談サポートセンター (氷見市役所) |
| 設 置 方 法 | 1 市・委託 | 1 市・委託 |
| 運 営 主 体 | 富山市社会福祉事業団 (H5,1人) | 社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 |
| 立 ち 上 げ ま での 経 緯 | 平成 23 年度 自立支援協議会で提案 第 3 期富山市障害福祉計画 (案) で平成 26 年度までの設置を標記 | 平成 23 年度第 3 次氷見市地域福祉計画 で総合相談支援窓口の設置を位置づけ 平成 24・25 年度プロジェクトチーム結成 平成 26 年 2~4 月基幹相談準備 |
| 運 営 形 態 | 事業団へ委託 知的は、セーナー苑に再委託 精神は当初輪番制 | 社協へ委託 当初はこもれびの里相談支援センター より 1 名配置 |
| 相 談 員 体 制 | 社会福祉士 2 名 (身体・知的) 保健師 1 (精神) | 看護師 1 名 社会福祉士・精神保健福祉士 2 名 |
| 職 員 の 配 置 | 管理者 (兼務: プラザ施設長) 統括相談支援専門員 (保健師) 主査 (保健師・社会福祉士): 市より派遣 相談支援専門 (社会福祉士) 相談支援専門員: 再委託セーナー苑 事務職員 4名相談 各 1 名 | ふくし相談サポートセンター (市社協) 生活困窮者支援 4 名 生活支援コーディネーター 1 名 包括的支援体制構築事業 CSW 2 名 基幹相談支援 3 名 研修会は困窮と連携 |
| 運 営 費 | 委託料 1,450 万円/年 うち人件費 1,100 万円 法人の負担はなし | 委託料 1,300~1,600 万円/年 人件費、研修費、車の賃借料 (20 万円) 等 法人の負担はなし |
| 報 酬 請 求 | なし 計画相談等は、相談支援センターが実施 | なし 計画相談等は、相談支援センターが実施 |

| | | |
|--------------------|---|---|
| 事業内容 | 障害者相談支援事業 利用計画指導事業 連絡会運営事業 事業者研修事業 権利擁護事業 自立支援協議会との連携事業 | 障害者相談支援（相談受付・同行・訪問・会議） 事例の検討、情報提供 研修会 |
| 関係機関との連携 | 委託相談支援事業所 7カ所 指定相談支援事業所 24カ所 相談支援専門員交流会 ネットワーク情報交換会 初任者研修会・障害福祉事業者研修会 | 精神医療機関（特に必要） サービス実務者会議 障害者自立支援協議会 |
| 立ち上げで困難な点と解決方法 | 相談員の確保 セーナー苑への再委託 精神は4事業所で週に1回ずつの輪番 | 相談員の確保 社協職員1+こもれば1（出向） 現在は社協職員3 |
| 緊急時の受入・連絡体制 | 実施なし | 実施なし |
| 相談事業所へケース移行の流れ | 相談支援事業所と同行訪問やアセスメントの記入の仕方などバックアップ | サービス利用のみ：病院から連絡があれば当初から相談事業所と一緒に相談を受ける 利用者、相談員と一緒に見学や体験をする |
| 困難事例 | 生活困窮、家族全員が対象者、サービスに結びつかない等 →保健センターなど関係機関と連携 | 入水未遂、借金、滞納、認知、統合失調症など複数の要因がある お金の使い方ができていない＝時間、空間の整理ができない →病院・ハローワークへの同行、障害年金手続の介助、ゴミ屋敷の片づけ |
| 複数の市町村による設置へのアドバイス | | 設置場所：住民の利用や多職種の連携を考慮 アウトリーチ：距離的に30分くらいまで イベント案内について |
| 地域生活拠点等の整備について | 未定であるが、現実的には市単独で面的整備の構築 | 自立支援協議会において未定 現状は面的整備型を想定 |